

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

人事課

都市計画課

企業局

生活衛生課

○ 旅館業法施行条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築指導課

○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

(岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例及び岡山県公営企業条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

一 岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成三十年岡山県条例第六十八号) 第六条

二 岡山県公営企業条例(昭和四十一年岡山県条例第六十四号) 第七条

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

旅館業法施行条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第五条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

(岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岡山県保健医療関係手数料徴収条例(令和五年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

附則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の

一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第六十四号を削り、同項第六十五号中「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十
二年政令第四十三号）」を加え、同号を同項第六十四号とし、同項中第六十六号を第六十五号とし、
第六十七号から第九十号までを一号ずつ繰り上げ、第九十号の二を第九十号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例について
地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

◎ 旅館業法施行条例及び岡山県保健医療関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
旅館業法の一部改正により、事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認に関する手続が定められることに伴い、当該承認の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業であることについての認定の申請に対する審査に係る手数料を廃止する等所要の改正を行ったものである。